

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人若竹福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な旅費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第 7 条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の最終決議を経なければならない。

付 則

- 1 この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この規定は、平成 25 年 3 月 22 日より適用する。
- 3 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程に関する別表

別表 1

項 目	報酬額
理事会出席報酬等	5,000 円以内
評議員会出席報酬等	5,000 円以内

別表 2

項 目	報酬額
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円以内
監事監査指導報酬等	5,000 円以内

別表 3

旅費	日当	宿泊費		その他
		甲地方	乙地方	
実費	2,600 円	13,100 円	11,800 円	実費
・ 宿泊料の欄中、甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、北九州市、福岡市、川崎市及び札幌市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。				